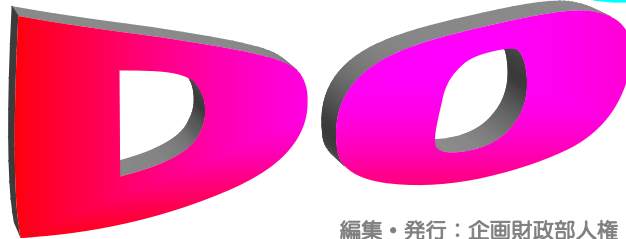




男女共同△情報メール

Vol.92



編集・発行：企画財政部人権・男女共同参画課

平成30年 4月 3日

「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

～昨年、一昨年に続き「今年のイコール・ペイ・デイ」を紹介します。～

今年の「イコール・ペイ・デイ」



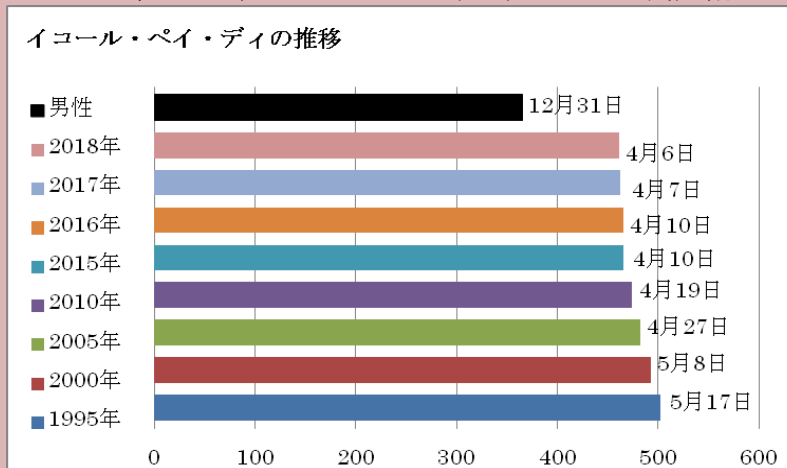
男女間の賃金格差の実態を、カレンダーを使って分かりやすく伝えるもので、NPO法人「日本BPW（ビジネス・アンド・プロフェッショナル・ウイメン）連合会」が実施しています。



女性が男性の1年分と同額を手にする日、それが「イコール・ペイ・デイ」です。

2018年は 4月 6日です。

日本では、男性が2017年1月1日からの1年間（12ヶ月間）に得た賃金と同額を女性が手にするためには、2018年4月6日まで（15ヶ月と6日間）働かなくてはなりません。



各国のイコール・ペイ・デイ（2017年）

スペイン	2月22日
ドイツ	3月18日
スイス	2月24日
カナダ	3月18日
ポーランド	3月7日
オーストリア	3月9日
フランス	3月31日
アメリカ	4月4日
日本	4月7日

イコール・ペイ・デイは、厚労省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者の平均賃金から算出しています。一般労働者にはパート・アルバイト等の短時間労働者は含まれません。（2017年男性 335,500円 女性 246,100円）

（参照：日本BPW連合会HP）

- ◆ 男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において男女間の格差を解消する必要があります。男女間における賃金格差もそのひとつとして挙げられます。